

平成21年7月28日

平成21年度普通交付税及び地方特例交付金決定額等について

I 普通交付税

1. 普通交付税決定額(全国)

(単位:億円、%)

区 分	平成21年度	平成20年度	対前年度伸率
道府県分	(110,840)	(94,979)	(16.7)
	80,623	80,021	0.8
市町村分	(81,805)	(73,634)	(11.1)
	68,087	64,795	5.1
合 計	(192,645)	(168,613)	(14.3)
	148,710	144,816	2.7

※()は、普通交付税決定額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた実質的な地方交付税額

2. 本県分

(1) 交付決定額 (臨時財政対策債を加えた額)

県 分 2,059億 794万6千円 (2,556億3,144万円)

市町村分 1,818億5,129万6千円 (2,041億3,022万8千円)

(2) 対前年度比較

ア 県分の交付決定額は、前年度に比べ133億1,860万5千円(6.1%)の減となった。

交付決定額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた実質的な地方交付税額は、前年度に比べ117億9,095万6千円(4.8%)の増となった。

イ 市町村分の交付決定額は、前年度に比べ49億640万9千円(2.8%)の増となった。

六ヶ所村は平成8年度から、東通村は平成18年度から引き続き不交付団体となっている。

実質的な地方交付税額(交付団体ベース)は、前年度に比べ128億3,064万4千円(6.7%)の増となった。

(市町村別の額は別紙1・2のとおり。)

(単位:千円、%)

区 分	平成21年度	平成20年度	差引増減	伸率
県 分	(255,631,440)	(243,840,484)	(11,790,956)	(4.8)
	205,907,946	219,226,551	△13,318,605	△6.1
市町村分	(204,130,228)	(191,299,584)	(12,830,644)	(6.7)
	181,851,296	176,944,887	4,906,409	2.8
合 計	(459,761,668)	(435,140,068)	(24,621,600)	(5.7)
	387,759,242	396,171,438	△8,412,196	△2.1

※()は、普通交付税決定額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた実質的な地方交付税額

3. 地域雇用創出推進費(平成21年度及び平成22年度設置)

(1) 地域雇用創出推進費の概要

生活防衛対策のための緊急対策に基づき増額された地方交付税1兆円のうち5,000億円を財源として、現下の厳しい雇用失業情勢に鑑み、地方公共団体が雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施することができるよう創設。雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分。

(2) 地域雇用創出推進費の算定額(全国)

(単位: 億円)

区分	道府県分	市町村分	合計
地域雇用創出推進費	2,395	2,217	4,612

(3) 本県分

(単位: 千円)

区分	県分	市町村分	合計
地域雇用創出推進費	5,443,235	5,409,561	10,852,796

※市町村別算定額は別紙3のとおり。(不交付団体を含む。)

II 臨時財政対策債発行可能額

1. 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成 19 年度から平成 21 年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの(平成 13 年度から平成 18 年度までにおいても同様に発行)。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入される。

2. 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

発行可能額を算定するために地方交付税法に定められた[単価]に[各地方公共団体の人口]及び[補正係数]を乗じて算出。

3. 臨時財政対策債発行可能額(全国)

(単位:億円、%)

区 分	平成21年度	平成20年度	対前年度伸率
都道府県分	32,354.5	16,016	102.0
市町村分	19,131.5	12,316	55.3
合 計	51,486	28,332	81.7

※端数処理の結果、単純合計と合計欄の数値とは一致しない箇所がある。

※不交付団体を含む。

4. 本県分

県 分 497 億 2,349 万 4 千円

市町村分 227 億 8,692 万 1 千円(市町村別発行可能額は別紙4のとおり)

(単位:千円、%)

区 分	平成21年度	平成20年度	差引増減	伸率
都道府県分	49,723,494	24,613,933	25,109,561	102.0
市町村分	22,786,921	14,682,003	8,104,918	55.2
合 計	72,510,415	39,295,936	33,214,479	84.5

※不交付団体を含む。

Ⅲ 地方特例交付金・特別交付金

1. 地方特例交付金・特別交付金の概要

(1) 地方特例交付金

【児童手当特例交付金】

平成 18 年度及び平成 19 年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために交付するものであり、各地方公共団体の児童手当の支給対象となる小学校4年生から6年生までの児童の数及び児童手当引き上げ対象児童数(児童手当の支給対象となる3歳未満の児童のうち第1子及び第2子の数)を基礎として算定するもの。

【減収補てん特例交付金】

①住宅借入金等特別税額控除分

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするために交付するものであり、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定するもの。

②自動車取得税交付金分(市町村分のみ、平成 21 年度創設)

平成 21 年度税制改正における環境性能に優れた自動車の取得に係る自動車取得税の減免措置の導入に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため、平成 21 年度から平成 23 年度までの間、各年度総額 500 億円を市町村に対してその減収見込額に応じて算定するもの。

(2) 特別交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんする減税補てん特例交付金が平成 18 年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として交付するものであり、各地方公共団体の減収見込額を基礎として算定するもの。

2. 地方特例交付金・特別交付金交付決定額(全国)

(単位:億円、%)

区 分	平成21年度	平成20年度	対前年度伸率
都道府県	2,160	2,435	△11.3
地方特例交付金	964	1,212	△20.5
うち児童手当特例交付金	581	591	△1.7
うち減収補てん特例交付金 (住宅借入金等特別税額控除分)	383	621	△38.3
特別交付金	1,196	1,223	△2.2
市町村	2,460	2,299	7.0
地方特例交付金	1,656	1,522	8.8
うち児童手当特例交付金	581	591	△1.7
うち減収補てん特例交付金	1,075	931	15.5
住宅借入金特別控除分	575	931	△38.2
自動車取得税交付金分	500	—	皆増
特別交付金	804	777	3.5
合 計	4,620	4,734	△2.4
地方特例交付金	2,620	2,734	△4.2
うち児童手当特例交付金	1,162	1,182	△1.7
うち減収補てん特例交付金	1,458	1,552	△6.1
住宅借入金特別控除分	958	1,552	△38.3
自動車取得税交付金分	500	—	皆増
特別交付金	2,000	2,000	0.0

3. 本県分

県分	地方特例交付金:	9億 128万 3千円
	特別交付金:	2億 5,983万 3千円
市町村分	地方特例交付金:	12億 8,221万 1千円 (市町村別決定額は別紙5のとおり)
	特別交付金:	3億 4,709万 4千円 (市町村別決定額は別紙6のとおり)

(単位:千円、%)

区分	平成21年度	平成20年度	対前年度伸率
都道府県	1,161,116	1,342,955	△13.5
地方特例交付金	901,283	1,091,865	△17.5
うち児童手当特例交付金	639,787	663,318	△ 3.5
うち減収補てん特例交付金 (住宅借入金等特別税額控除分)	261,496	428,547	△39.0
特別交付金	259,833	251,090	3.5
市町村	1,629,305	1,731,279	△ 5.9
地方特例交付金	1,282,211	1,306,127	△ 1.8
うち児童手当特例交付金	640,701	663,303	△ 3.4
うち減収補てん特例交付金	641,510	642,824	△ 0.2
住宅借入金特別控除分	392,238	642,824	△39.0
自動車取得税交付金分	249,272	—	皆増
特別交付金	347,094	335,411	3.5
合計	2,790,421	3,074,234	△ 9.2
地方特例交付金	2,183,494	2,397,992	△ 8.9
うち児童手当特例交付金	1,280,488	1,326,621	△ 3.5
うち減収補てん特例交付金	903,006	1,071,371	△15.7
住宅借入金特別控除分	653,734	1,071,371	△39.0
自動車取得税交付金分	249,272	—	皆増
特別交付金	606,927	586,501	3.5

※上記交付金は、いずれも普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方公共団体が交付対象となる。